

令和元年度第11回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年2月20日（木）午前9時30分～午前11時00分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） A会議室
- 3 出席者
 - (1) 出席委員（農業委員23名中20名：推進委員6名）
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、田戸 洋志、恒富 竹司、徳田 文雄、
中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子、藤村 守、
藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男

池田 善治、重枝 隆、勝本 紘、繁村 勝正、徳田 敦之、
山根 久子
 - (2) 欠席委員（3名）
神田 一夫、河村 吉人、吉富 崇子
 - (3) 事務局
末貞局長・事務局吉村・福井副主幹・竹中
 - (4) 会議傍聴人
- 4 会議
 - (1) 議事録署名委員指名
 - (2) 議案審議
 - (3) その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和元年度第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、23名中、出席20名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

藤原敏郎 委員 及び 安野正純 委員

をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、鑄銭司です。

申請地は、JR四辻駅から南東へ730mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、自宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、228アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南西へ1.1kmに位置する農用地区域内の農地及び公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、所有農地に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、108アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第3号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南西へ1.6kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、宇部市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人からの申し出に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は111アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、徳地鯖河内です。

申請地は、徳地地域交流センター串分館から東へ1.5kmに位置する、農用地区域内の農地及び公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

将来、農業に専念することを考えているため、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は124アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、阿東徳佐上です。

申請地は、JR徳佐駅から東へ1.8kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自己所有農地に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は31アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第6号、阿東徳佐中です。

申請地は、JR徳佐駅から北西へ1.8kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

事務局

利用権を設定し、以前から耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は102アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、阿東嘉年上です。

申請地は、阿東地域交流センター嘉年分館から北西へ270mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に主たる事務所を有する、農地所有適格法人です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は18,032アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の許可申請に係る議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願ひします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

議長

事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第3条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

議長

それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第3条に係る全議案について、一括で採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る申請については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは7ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図8ページをお開きください。

議案第8号、大内中央二丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ900mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

現在建設中の病院及び薬局に隣接する申請地を当該病院等の職員用駐車場として整備し、貸し付けるものです。

議案第9号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地に、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影

事務局	響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。 御審議よろしくお願ひいたします。
議長	次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
北部地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
議長	事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。以上の農地法第4条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありまして、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。 【意見なし】
議長	それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第4条に係る全議案について、一括で採決を行います。農地法第4条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。 それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。 農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。
事務局	それでは、9ページを御覧ください。 合わせて、参考位置図10ページをお開きください。

議案第10号、仁保中郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから南東へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、林業を営む法人です。

事業規模の拡大に伴い、現在使用している資材置場が手狭であるため、代表者の自宅付近である申請地を取得し、資材置場とするものです。

議案第11号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北西へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第12号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北西へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第13号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北西へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第14号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北西へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第15号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北西へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第16号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第17号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから東へ2.5kmに位置する、農用地区域内にある農地です。

申請人は、福岡県北九州市八幡西区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地北側の山林に太陽光発電設備を設置するにあたり、既存の道路では工事車両の進入が困難であるため、仮設道路を造成するものです。

なお、この事案につきましては農用地区域内の農地ですが、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。

また、一時転用ですので、申請人からは令和3年4月30日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第18号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ840mに位置する、用途地内にある第3種農地です。

申請人は、下関市内に主たる事務所を有する、社会福祉法人です。

駐車場が不足しているため、施設に隣接する申請地を取得し、従業員用の駐車場として整備するものです。

議案第19号、大内矢田南七丁目です。

申請地は、山口インターチェンジから西へ960mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、萩市内に本店を有し、不動産賃貸業を営む法人です。

申請地周辺は交通の便が良く、宅地化が進み、集客が見込めるため貸診療所を建設するものです。

議案第20号、大内問田三丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.7kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

分譲宅地を購入し自己用住宅を建設しましたが、手狭であるため隣接する申請地を取得し、敷地拡張を行うものです。

議案第21号、大内問田三丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.7kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

現在販売している宅地分譲地の拡張を行うことで、より幅広い顧客からの需要が見込めるため、隣接する申請地を取得し、宅地分譲地の一部として造成するものです。

議案第22号、大内問田三丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.7kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

議案第20号、21号の宅地開発に伴い、隣接する申請地を取得し、道路の拡張を行うものです。

議案第23号、桜島六丁目です。

申請地は、JR宮野駅から北へ720mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、学校、スーパー、医療関係等が集合し、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第24号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第25号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南東へ1.1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住環境がよく、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、宝町です。

申請地は、JR矢原駅から北へ730mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、閑静な住宅街であり、近隣の住宅地も売れ行きが好調で、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第27号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から北へ580mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を置く地縁団体です。

現在使用している公会堂が老朽化し、また駐車場もないため、申請地を取得し、公会堂を建設するものです。

議案第28号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から西へ410mに位置する、用途地域内にある第3

種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

自宅に隣接する申請地を取得し、物干し場として利用するものです。

議案第29号、朝田です。

申請地は、JR仁保津駅から北東へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市佐伯区内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第30号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北西へ470mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、土木工事業を営む法人です。

業務拡大に伴い、資材置場が不足するため、事業所からの交通の便が良く大型車両の進入の容易な申請地を取得し、資材置場として整備するものです。

議案第31号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南西へ510mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第32号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から西へ340mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、宇部市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街で、交通の便も良く、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第33号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から南東へ370mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

なお、この事案につきましては議案第44号の事業計画変更が同時に申請されていますので、合わせて御説明します。

28ページを御覧ください。

申請地は平成30年12月21日付で、太陽光発電設備の設置を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、事業着手に向けて地元と調整する中で、申請地の北側を走る道路と南側の道路を接続するよう地元からの要望があったため、その要望に応え申請地の中の東側を道路とし、これによる面積減を補うため、5条許可申請中の農地を計画地に加えるものです。

22ページにお戻りください。

議案第34号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ980mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第35号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、京都府京都市中京区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第36号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、山梨県甲府市内に居住する無職の者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参

入するものです。

議案第37号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第38号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第39号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ850mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

現在借家住まいで、子どもが生まれ手狭となったため、妻の職場から近い申請地を取得し、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第40号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南西へ2.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請地の北側に自己用住宅を建設するため、進入路を拡張するものです。

なお、この事案につきましては農用地区域内の農地ですが、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。

事務局

また、一時転用ですので、申請人からは令和2年8月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第41号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から北西へ440mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は学校、スーパー、医療機関から近く、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

議案第42号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から南東へ1.0kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第43号、徳地船路です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、建築業を営む法人です。

業務拡大に伴い、施工エリアの中心に位置する申請地を、資材置場として整備するものです。

以上の農地法第5条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものとさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員 問題ありません。

川東地区委員 問題ありません。

川西地区委員 問題ありません。

徳地地区委員 問題ありません。

議長 只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。以上の農地法第5条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

なお、議案第16号につきましては、A委員が利害関係人に当たりますので、他の議案と切り離して、最初に議案第16号の審議を行います。

恐れ入りますが、A委員におかれましては、議案第16号の審議の際は、採決終了まで御退席をお願いします。

(A委員、退席)

それでは議案第16号の議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

B委員 5条転用の申請地である、●●●●●●●番●と●●●●●番に挟まれる形で農地が残っているが、この農地については、耕作が続けられるということによろしいでしょうか。

C委員 挟まれた農地へ行くには、山側へ迂回することになります。現地を確認したところ、草刈のみが行われており、耕作はされていませんでした。

議長 B委員よろしいでしょうか。

B委員 はい。

議長 他に御意見はございませんでしょうか。

議長 特に意見がないようですので、以上で議案第16号の議案審議を終わります。それでは採決に入ります。議案第16号について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、議案第16号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、以後の議案につきましては、A委員の審議参加を認めます。A委員の入室をお願いいたします。

（A委員入場）

議長 それでは、議案第16号を除く農地法第5条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

D委員 議案10号について、お伺いします。譲受人である法人の住所とこの度の転用申請で取得する農地の地番が一緒だが、まだ取得していない農地について、法人の住所とすることが法的にできるのか伺いたい。

事務局 法人登記における住所の設定については、申請主義であることから議案第10号のような、まだ取得していない土地に住所地を置くことは、可能と考えます。

D委員 住所地に建物が無くても良いものなのか。

事務局 必ずしも住所地に建物があるわけではないと考えます。例えば、複数の隣接する土地を所有しており、仮にA地番の上に建物があったとしても、申請主義であるため、住所設定の際に法人住所はB地番と申請されれば、住所地に建物が無いこともあります。

E委員 住所を置けることは分かったが、素人からすると、なぜ法人であれば他人の土地であっても住所を置けるのか疑問に思う。そういったところに、D委員も引っかかるのではないのでしょうか。

事務局 申請書類を確認したところ、令和元年10月に法人が設立しており、転用申請が許可された場合は、そこにキャンピングカーを置き事務所とするようになっており、事務所所在地については、予定で申請されているようです。

議長 事務局から説明がありましたが、よろしいでしょうか。
よろしければ、他に御意見はないでしょうか。
F委員さん。

F委員 第30号議案については、私が担当している地域で現地も確認し、周辺農地への影響及び書類上の不備がないことから、問題なしとしておりますが、農地最適化推進委員の話によると業者から地元への説明が十分でなく、地元の方が不安に思っていると言われていた。そのような中で、転用の審議を進めても良いものなのか。

事務局 F委員の御指摘も分かりますが、地元説明会後に農地最適化推進委員ともお話しさせていただきましたが、F委員と同様に周辺農地への影響について、御指摘はありませんでした。
農業委員会としては、農地法に基づく審査を行うしかなく、審査基準に沿っているにもかかわらず不許可・保留とすることは難しいと考えます。

G委員 ट्रэк等の車両が数多く駐車されるようですが、洗車の際の排水等ほどのようにされているのでしょうか。

事務局 水利関係については、業者と地元水利権者とで協定を結ぶと伺っております。

議長 農業委員会としては、申請が提出されれば、審議をせざるを得ず、不備が無ければ受けざるを得ません。なので、申請の前に業者と地元とがしっかりと話し合いがでるよう調整いただくのも、各委員の重要な役目となりますのでよろしくお願いします。

他に御意見はないでしょうか。

以上で議案第16号を除く農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました農地法第5条に係る審議のうち、利害関係人及び事業計画変更に係るものを除く議案第10号から議案第15号、議案第17号から議案

議長 第32号、議案第34号から議案第43号について一括で採決を行います。農地法第5条に係るこれらの申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、只今審議しましたこれらの申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、28ページを御覧ください。
合わせて参考位置図36ページをお開きください。

議案第44号、嘉川です。

この事案につきましては、議案第33号の農地法第5条申請と合わせて御説明しましたので省略いたします。

以上の事業計画変更の議案につきましては議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものと認めます。御審議よろしくお願いたします。

議長 次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

川西地区委員 問題ありません。

議長 只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。
議案第44号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

議長

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

議長

それでは、以上で議案第44号の事業計画変更の議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました事業計画変更に係る審議、及び関連する議案第33号について、一括で採決を行います。事業計画変更に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました事業計画変更等に係る議案第44号については、「許可」とし、議案第33条については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い許可といたします。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、29ページを御覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第45号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、
合計858筆1,465,636.22㎡でございます。

なお、今月は、このうち6筆9,622㎡の所有権移転申請がございました。詳細は、30ページに記載してあるとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

それでは次に、農用地区域の変更についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、31ページを御覧ください。
議案第46号、農用地区域の変更について説明いたします。
各地区協議会において、審議していただいたとおりで、除外申請が62筆、
39,988.22㎡、用途区域変更が1筆、115㎡、でございます。

御審議よろしくお願いたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案第46号の農用地区域の変更について、採決を行います。
異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、議案第46号農用地区域の変更については、異議はないものとして、山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

それでは、32ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図37ページをお開きください。

議案第47号、秋穂二島です。

登記地目が田の土地1筆、168㎡については、平成10年頃から宅地の一部として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第48号、阿知須です。

登記地目が田の土地6筆、合計6,767㎡については、平成10年頃から耕作が放棄され、荒廃し、周囲の山林と一体化し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第49号、阿東蔵目喜です。

登記地目が畑の土地1筆、3,412㎡については、耕作が放棄され、平成14年頃から荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第50号、阿東地福上です。

登記地目が畑の土地1筆、132㎡については、昭和46年4月1日に農業用の納屋を建築し、その後、昭和53年6月1日に農業用の作業所を建築し、宅地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第51号、阿東地福下です。

登記地目が田の土地2筆、畑の土地1筆、合計1,406㎡については、昭和40年頃から耕作が放棄され、荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第52号、阿東徳佐中です。

登記地目が田の土地1筆、412㎡については、昭和48年頃に倉庫を建築し、宅地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

事務局

現況証明については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました
が、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第47号から議案第52号ま
での現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めま
す。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、現況証明については全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願ひします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出及び通知の一
覧表を御覧ください。1月分の受付状況は記載のとおりです。

報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、資料
掲載のとおり全て適当と回答を受けております。

また、報告第3号の①については、第5回総会における審議保留事案です。
一体的に利用する農地について農地法の規定による許可申請書が提出され
ておらず、計画の実現性に問題があるため保留としていましたが、所要の申
請が未だ提出されていないため、本日の総会においても審議保留とするもの
です。

報告第3号の②につきましては、前回第10回総会における審議保留事案
です。申請受理後に譲渡人が亡くなりましたが、相続人からの申立がない
ため審議保留としたものです。現時点におきましても、申立がないため引き
続き審議保留とするものです。

報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありました。各委員さんから質問・意見等があ
りましたらお願ひします。

【意見なし】

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。
最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和元年度第11回山口市農業委員会総会議事録である。

令和2年2月20日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 藤原 敏郎

署名委員 安野 正純

記 録 者 竹中 雅俊